

(別紙資料1) 医療用ガウン及び手袋の備蓄物資の売却について

- 国として継続的にPPE（個人防護具）の備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして、PPE備蓄物資の売却放出を実施する。
- アイソレーションガウン及び非滅菌手袋の備蓄物資について、一般競争入札により売却を実施する。

<医療用ガウン、手袋等の備蓄物資の売却>

- アイソレーションガウン及び非滅菌手袋の備蓄物資について、売却入札（2回目）を開始。

※入札公告: 5月17日、応札期限: 6月1日

※別紙資料3の売却対象製品リストにあるように、型式、使用期限、保管場所等により製品を区分し、その区分（売却単位）ごとに売却入札を実施する。応札・購入は、売却単位ごとに実施する。

※売却入札を通じて、国から卸業者等に適正な価格で売却放出を実施する。医療機関が入札参加資格を取得して、購入することも可能。

※医療機関等は、卸業者等からその設定する販売価格で購入することを想定。（参考）昨年の非滅菌手袋備蓄物資の売却では、医療機関への卸業者等からの販売価格で、通常より安価な設定もされている。

<今回の売却での納品方法の改善>

- 全部の製品（売却単位）について、国がその負担で買受人に配送する「配送方式」とする。 ※送料無料とする。
- 配送頻度については、各回の配送の日時・数量を固定的にした上で、週1回に引き上げる。配送回数については、10回以内で設定する。→原則、10回（10週）以内で、週1回配送。ただし、希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする。

(実施例)

- ・ アイソレーションガウン2万枚を納品する場合
売買契約後、10回（10週）で週1回配送し、1回の配送で2000枚を国の負担で配送。

<アイソレーションガウン及び非滅菌手袋の備蓄物資売却（2回目）のスケジュール>

5月・6月 ○売却の入札公告を実施（5月17日）

※応札期限6月1日

○売却入札の開札、落札者（買受人）決定（6月5日）（予定）

6月以降 ○売買契約を締結し、契約金額の納付。その後、売却入札の落札者（卸業者等）への売却製品の引渡しを開始。

※**全部の製品**について**10回（10週）以内で週1回、国の負担で落札者（買受人）に配送。**

※希望により、**一括での配送・引渡しを調整することも可能**とする。

○売却入札の落札者（卸業者等）から購入希望医療機関に売却製品を販売し、納品。

※今回の売却入札で売却が決定しなかった製品については、本年6月中を目途に「公募」の仕組みにより、購入希望口数（数量）により応募する口数制で再度売却に付する予定としている。

(参考) PPE (個人防護具) の備蓄の方針について

- 国のPPEの備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、メーカー、卸業者といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要。
- 今後においても、国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施。
 - 備蓄水準 (必要量) の1/4のPPEを毎年度購入し、備蓄水準の1/4を毎年度売却放出する。
- ※ 備蓄のうち、使用期限切れまで1年程度の製品等を売却して、有効活用を図る。
 - 売却の実施は、備蓄事業の円滑な運営に寄与するもの。売却の実施を通じて、国として継続的な備蓄の確保を推進していく。

<調達・売却の実施>

